

東日本大震災津波伝承館運営協議会設置要綱

(趣旨)

第1 東日本大震災津波伝承館（以下「伝承館」という。）の事業運営に関する事項を調査審議するため、東日本大震災津波伝承館運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会は、東日本大震災津波伝承館長（以下「館長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査・審議を行う。

- (1) 伝承館の展示事業に関すること。
- (2) 伝承館の教育普及事業に関すること。
- (3) 伝承館と大学等の学術研究機関、国内外の類似施設等との連携に関すること。
- (4) その他伝承館の事業運営に関すること。

(組織)

第3 協議会は、委員 12 人以内をもって組織し、優れた識見を有する者のうちから、館長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4 協議会に、会長及び副会長 1 名を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 協議会は、館長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、伝承館において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 9 月 22 日から施行する。
- 2 この要綱に基づき委嘱された最初の委員の任期は、第 3 第 2 項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までとする。